平成21年11月第20回亘理町議会臨時会会議録(第1号)

- 平成21年11月30日第20回亘理町議会臨時会は、亘理町議会議事堂に 招集された。
- 応 招 議 員(19名)
 - 1 番 小野 一雄 2 番 熊澤 勇
 - 3 番 鞠 子 幸 則 4 番 相 澤 久美子
 - 5 番 渡 邉 健 一 6 番 髙 野 孝 一
 - 7 番 宍 戸 秀 正 8 番 安 藤 美重子
 - 9 番 鈴 木 高 行 10番 平 間 竹 夫
 - 11番 佐藤アヤ 12番 佐藤 實
 - 13番 山本久人 14番 熊田芳子
 - 16番 永 浜 紀 次 17番 高 野 進
 - 18番 島田金一 19番 安細隆之
 - 20番 岩佐信一
- 不応招議員(1名)15番 安田重行
- 出席議員(19名) 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員(1名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤	邦	男	副町	「 長	齌	藤		貞
纷 致 钿 目	本	忠	則	企 画	財 政	佐	藤	仁	志
総務課長	森			課	長	1年			
郑 新 臣	пт	下初	夫	町 民	生 活	/ 	喰	和	子
税務課長	目 下			課	長	安			
保健福祉	<i>什</i>		浄	産業	観光	+		常太郎	
課長	佐 藤			課	長	東			
わたり温泉	// 	仁	雄	都市	建設	-	積	敏 男	Ħ
鳥の海所長	作 間	行		課	長	古			为
上下水道	\± ==7	4-1	文	会計管	芦理者	चर्य	藤	良	
課長	清 野	博		会 計	課長	ᇑ			
教 育 長	岩城	敏	夫	学 務	課長	遠	藤	敏	夫
生 涯 学 習	<i>H</i> -	利	久	農業委	景員会	#		常太郎	
課長	佐々木			事務	局 長	東			

○ 事務局より出席した者の職氏名

 事務局長
 佐藤正司
 庶務班長
 牛坂昌浩

 書
 佐藤義行

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例

日程第 5 議案第 7 7 号 亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

日程第6 議案第78号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

午前 9時59分 開会

議 長(岩佐信一君) おはようございます。

これより、平成21年11月第20回亘理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番 安田重行議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(岩佐信一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 髙野孝一議員、7番 宍戸秀正議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(岩佐信一君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議 長(岩佐信一君) 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、条例案 4 件が提出されて おります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議 長(岩佐信一君) 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

[町長 齋 藤 邦 男 君 登壇]

町 長 (齋藤邦男君) それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、第20回亘理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多 用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案4件であります。

初めに、議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の給与勧告に伴う国家公務員の給与改定に倣い、亘理町職員の給料及び期末・勤勉手当の引き下げを行うとともに、自宅に係る住居手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第77号 亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、議案第76号と同様、人事院の給与勧告に伴う国家公務員の給与改定に倣い、企業職員の自宅に係る住居手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第78号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の給与勧告に伴う職員の期末・勤勉手当の引き下げを受け、特別職及び議会議員についても所要の改正を行うものであります。

以上、提出案件についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原 案どおり可決くださいますようお願い申し上げまして、提出議案の説明といたし ます。

議長(岩佐信一君) 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例

議長(岩佐信一君) 日程第4、議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(森 忠則君) それでは、議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、職員の一般職の住居手当の一部廃止、それから給料表の改正、期末・勤勉手当の引き下げ、この3点でございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。議案第76号の資料ということで新旧対照表でございます。

まず、第9条の4、住居手当の関係でございますけれども、右が現行でございます。第9条の4、住居手当は、次の云々の職員に支給するということで1号、2号というふうなことでございます。第9条の4の第1項と第1号をまとめたものが左の改正案の第9条の4でございます。改正案の方を読み上げます。

住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万 2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員を 居住させるため町が設置する宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他 規則で定める職員を除く。) に支給する。ということで、1号をまとめたもので ございます。

現行の2号でございますが、これにつきましては、冒頭申し上げました持ち家の職員についてはこの住宅手当を廃止するということで、2号は削除しております。

2項は同じでございまして、2項の第1号をすべてまとめまして左側の改正案 第1号にまとめております。この第2項関係でございますけれども、現行の一番 下をごらんいただきたいと思います。前項第2号に掲げる職員2,500円。これにつ きましては、先ほど申し上げました持ち家の職員については2,500円という規定が ございましたので、これを削除したという内容でございます。

裏をごらんください。

続きまして、第16条、期末手当関係でございます。

右の現行では、6月に支給する場合においては期末手当は「100分の140」、これを「100分の125」に改正。それから12月の支給については、「100分の160」を「100分の150」に改正というふうな内容でございます。

第16条の3項につきましては再任用職員でございますので、亘理町は該当ございませんので省略させていただきます。

それから第17条、勤勉手当でございますけれども、下の方の4行前でございますが、勤勉手当を「100分の75」を、左にいきまして「100分の70」に削減するという内容でございます。第2号につきましては、先ほどと同じように再任用職員の規定でございますので省略させていただきます。

次のページ3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページまでにつきましては、給与表の改正の内容でございますので省略させていただきます。

8ページでございます。8ページは附則の改正でございます。

附則、給料の切替えに伴う経過措置ということで、これにつきましては、平成 18年4月1日の経過措置が現行でございます。それを今回の給料の切替えに伴う 経過措置ということで改正をしております。間に条文を入れているような内容で ございますが、第7項を読み上げます。

切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(亘理町職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の施行日において、平成21年改正条例附則第2項第1号に 規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.76を 乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額 とする。)に達しないこととなるもの(規則で定めた職員を除く。)には、給料 月額のほか、この差額に相当する額を給料として支給する。ということで、これ につきましては、差額相当を受けている職員、年配の職員でございますけれど も、平成18年4月1日時点で、それの分についても同じように下げる改正を行う という内容の条文改正でございます。

本文の方にまいりたいと思います。

議案の1ページでございますが、ずっと先ほどご説明した分については省略させていただきます。

4ページをお開きください。附則でございます。

附則、この条例は、平成21年12月1日から施行するということで、期末・勤勉 手当の支給に合わせたような形で基準日が12月1日でございますので、そこから 施行するということでございます。

2項につきましては、平成21年12月に支給する期末手当で、ここの1号で減額 する分、それから2号で減額する分を合わせて12月の期末手当で調整するという ふうな内容でございます。1号と2号を読み上げます。

1号につきましては、平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の級及び号俸が次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額ということ

で、この表が対象外の職員でございます。給料表で言う左の方の職員でございますけれども、これが対象外ということで、1号については、4月1日の給料表に0.24を掛けてその分の8カ月分を減額しますよという意味でございます。

2号を読み上げます。

平成21年6月において減額改定対象職員であった者(任用事情を考慮して規則で定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額ということで、6月の手当において前給料表を使っておりましたので、基づいて下げるとなるとその6月の手当分もおのずから下がってくるという下がり分、この1号と2号を合わせたものを12月の手当で調整しますという内容でございます。

3項、4項につきましては、先ほど説明した内容でございます。

以上で給料表の改定の説明といたします。

- 議 長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。
- 3 番(鞠子幸則君) まず第1点目、亘理町の一般行政職、平成21年度の給与ですけれども、月額で亘理町が43歳で34万4,000円引く90円、宮城県職員が43歳で40万3,546円。県の職員から比べると約6万少ない。ラスパイレス指数、2008年4月1日で亘理町は90.1、宮城県が101.6です。亘理町のラスパイレス指数は、23町村中16番目、宮城県の仙台市も含めた35市町村中28番目。亘理町の職員の給与は、県内でも下位に位置しているという状況であります。ちなみに、県内23町村の人口の多い順からしますと、富谷町、柴田町、亘理町というふうになっております。

こういう亘理町の職員の給与が、県内の自治体の中でも低いということを承知しておきながら、なぜ今回給与本体及び期末・勤勉手当の引き下げを提案されるのかお伺いいたします。

議 長(岩佐信一君) 総務課長。

総務課長(森 忠則君) これにつきましては、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたとおり、人事院勧告に基づく改定、それは上昇の分も含めてでございますけれども、長年そういうものを実施してきた経緯がございます。これをもって長期間にわたって、長年の間実施してきた理由ということで、そういうふうな亘理町には人事委員の制度もございませんし、そういうもので対応していかなければな

らなかったというような事実がございます。そういうことで、今回の改定につきましても、議員さんのご指摘がございますけれども、亘理町の職員の改定もそれに基づいて実施していくということでございます。

以上です。

- 議 長(岩佐信一君) 鞠子幸則議員。
- 3 番(鞠子幸則君) 2点目ですけれども、今回月給と一時金の削減で、年間42歳の職員で約12万5,000円です。これは給与月額の約36%が削減されるということで過去最大規模、人事院勧告もそうですけれども過去最大規模であります。

そこでお伺いしますけれども、全体として削減される額が幾らになるのか。何千 万だと思いますけれども、幾らになるのか。それがまず第1点目。

第2点目は、公務員の給与及び一時金の削減が、いわゆる地域経済に悪影響を及ぼすし、同時にこの景気悪化にも拍車をかける。今鳩山政権が進めている外需依存から内需拡大へという経済路線の転換にも反するということだと私は思うし、同時にもう一点は、公務員の賃金が下がったから民間も下げましょう。民間が下がったからまた公務員も下げましょうという賃下げの悪循環を拡大する勧告だと思うのですけれども、その点いかがですか。

議 長(岩佐信一君) 総務課長。

総務課長(森 忠則君) まず、今回の改定による削減額を申し上げます。平成21年度全体、企業会計も全部含めてでございますが、給料で345万8,500円です。手当で、期末・勤勉手当でございますが、2,943万701円です。

2点目の悪影響、悪循環の考え方でございますけれども、議員さんのおっしゃるとおり、それについてはもちろん公務員が人事院勧告に基づいて数千社の企業を抽出して、それの平均をとって勧告をしてくるわけですけれども、場合によってはいろいろそれに基づいて上がり下がりございますけれども、それをまともに公務員の方がそういうふうなシステムにのっとってやった場合、悪影響が出る可能性もあろうかと思います。ただそれについては、我々の考えるところでもございませんし、非常に先ほど言いました人事院の制度の趣旨からすれば、人事院そのものがそういうものをきちんと配慮したような形でやっていただければというふうに思っております。

以上です。

- 議 長(岩佐信一君) 鞠子幸則議員。
- 3 番(鞠子幸則君) 私率直に言いますけれども、人事院勧告制度そのものが、公務員の 労働基本権、団結権、団体交渉権、団体行動権が剥奪されているから、その代替 措置として公務員の生活と権利を守るということで人事院ができて勧告がされて きたという歴史的な経過があるし、そういうところから見ると、今の人事院勧告 というのは、公務員の生活を抑制するというか低下させる、そういう役割を果た しているので、全く機能不全、機能を果たしていない、それが今の人事院の状態 だということだと思うのですけれども、その点はいかがですか。見解は。

議 長(岩佐信一君) 総務課長。

総務課長(森 忠則君) 私も役場に入ってから数十年勤めておりますけれども、すべて人 事院勧告に基づいて実施してまいりました。まいりましたというよりも、そうい うふうなことで我々の給料は決まってきたというふうに思っております。時には 上がるときもございましたし、当然下がるときもございました。それにつけて も、平均的なそういうふうな考え方で人事院勧告が行われているということにつ きましては、私たちの口の挟むところではないというふうに解釈しております。 以上でございます。

議 長(岩佐信一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐信一君) まず、原案反対の方の発言を許します。3番鞠子幸則議員。
- 3 番(鞠子幸則君) 今回の条例改正は、人事院勧告に基づくものです。今回の人事院勧告は、自公政権の総人件費抑制政策のもと、政治的圧力がかけられた中で出されたものです。勧告は、国家公務員の給与本体とボーナスなどを大幅に引き下げ、1人当たり国家公務員で年平均15万4,000円という過去最大規模の減少を押しつけるものです。国家公務員の給与引き下げは、地方公務員を初め独立行政法人、国立大学法人、学校、病院など約580万人の労働者にも大きな影響を与えかねず、景気の悪化、賃下げの悪循環を招くだけです。今、鳩山政権は、国民の生活第一の公約を守り、公務員の労働基本権回復のために全力を挙げるべきです。

以上で反対討論といたします。

- 議 長(岩佐信一君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番安藤美重子議員。
- 8 番(安藤美重子君) 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

職員の給与は、経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であるとされております。本町では人事委員会を持たないため、従来から人事院の給与勧告に伴う国家公務員の給与改定に倣い、給与改定を実施しております。

今回の亘理町職員の給与改定についても、このごろの経済、雇用状態から見てや むを得ない改正とし、原案に賛成するものであります。

議長(岩佐信一君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議 長(岩佐信一君) 着席願います。起立多数であります。よって、議案第76号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する条例

議 長(岩佐信一君) 日程第5、議案第77号 亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(森 忠則君) それでは、議案第77号 亘理町企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表でご説明申し上げます。 9ページでございます。

先ほどもご説明申し上げましたが、第4条の2、住居手当の関係でございます。 現行の第1号、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(町長が指定する者を除く。)が支給の対象となっておりましたけれども、この条文第1号を第4条の2の改正案のとおり削除いたしまして、第1項の条文とその2号の条文を合わせたものが第4条の2の改正案でございます。

なお、期末・勤勉あるいは給与分については、一般職に準じますので、その改定 については一般職の職員の例によるということでございますので、その改正はこ の条例ではございません。

附則としてこの条例は、平成21年12月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

議 長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 討論なしと認めます。

これより議案第77号 亘理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号 亘理町企業職員の給与 の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決さ れました。

> 日程第6 議案第78号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び 旅費に関する条例の一部を改正する条例

議 長(岩佐信一君) 日程第6、議案第78号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及 び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(森 忠則君) 議案第78号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第4条第2項中、「100分の160」を「100分の145」に。これは6月の期末手当で ございます。次に「100分の170」を「100分の160」に改める。これにつきまして は、12月の期末手当でございます。

附則として、この条例は、平成21年12月1日から施行する。 以上でございます。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(岩佐信一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 討論なしと認めます。

これより議案第78号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号 亘理町特別職の職員で 常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のと おり可決されました。

> 日程第7 議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例の一部を改正する条例

議 長(岩佐信一君) 日程第7、議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(森 忠則君) それでは、議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように 改正する。

これにつきましても、常勤の特別職と同様でございます。

第 5 条第 3 項中、これは 6 月の期末手当でございます。「100分の160」を「100分の145」。それから、続きまして12月の手当分でございます。「100分の170」を「100分の160」に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は、平成21年12月1日から施行する。

以上でございます。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐信一君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年11月第20回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐 藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 岩 佐 信 一

署名議員 髙野孝一

署名議員 宍戸秀正